

秩父市農業委員会 令和2年 第8回 定例総会 議事録

- 1 会 期 令和2年8月21日(金) 午後2時00分から  
同 日 午後3時30分まで
- 2 議 場 秩父市役所 歴史文化伝承館 1階 研修室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

会 長	1 番	条 東 男
会長職務代理者	3 番	長 谷 川 満
会長職務代理者	7 番	横 田 友
委 員	2 番	上 井 克 彦
委 員	4 番	加 藤 勝 市
委 員	5 番	笠 原 倍 吉
委 員	6 番	彦久保 利 平
委 員	8 番	黒 澤 昌 治
委 員	9 番	青 野 孝 司
委 員	10 番	新 田 恭 一
委 員	11 番	長 島 秀 明
委 員	12 番	豊 田 恵 男
委 員	13 番	設 楽 治 男

4 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第42号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

(4件)

- 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
- 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について (10件)
- 議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (3件)
- 議案第47号 農用地利用配分計画の意見について (1件)
- 議案第48号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (3件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

第1区域	吉川	稔	松澤	眞一
第2区域	倉林	幸男	大久保	勝
第3区域	田口	俊夫		
第4区域	齊藤	稔	富田	典孝
第5区域	新井	明弘	木村	初枝
第5区域	高田	忠一	新舟	文男
第6区域	千島	初夫	木村	雄一

6 欠席した農地利用最適化推進委員 (1人)

第3区域	小久保	健司
------	-----	----

7 農業委員会事務局職員

事務局長	上林	晃	主席主幹	小嶋	祥弘
参 与	高野	明生	主 事	岩田	直樹
主席主幹	新井	幸男	主 幹	新地	広幸
主 幹	加藤	和彦			

8 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長(条会長)** ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第8回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

## 日程第2 議事日程の報告

**議長（糸会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

## 日程第3 総会成立の報告

**議長（糸会長）** 本日は、全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

## 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（糸会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。

4番 加藤 勝市 委員 及び 5番 笠原 倍吉 委員以上のお二人をお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

## 日程第5 諸 報 告

**議長（糸会長）** 次に、諸報告を行います。 総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。 事務局長に説明をいたさせます。

**上林事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

1の「農業用施設に係る届出の受理について」ですが、土地の詳細は、太田字西田戸（せいたど） 畑 1筆 397平方メートルのうち、156平方メートル、建築面積53.5平方メートルです。

届出事由は、現在使用している倉庫の老朽化が著しいこと、及び保管しているトラクターや耕うん機等の農機具の防犯対策を目的として建築するものです。

届出の内容を審査したところ、農地を200平方メートル未満の農業用施設に供する場合は、転用の制限から除外される事案に該当していることを確認しました。

次に2の「農地法第5条の規定による許可の取消しについて」ですが、令和

元年10月17日付け 指令秩農振 第5の148号で許可した案件の取消です。

申請地は、荒川日野字和田（わだ） 畑 1筆 519平方メートルのうち103平方メートルの土地ですが、自己用住宅の建築に伴う排水管の埋設工事のため、一時転用の申請をしておりましたが、排水放流先が台風災害により設置不可能となり、計画を余儀なくされたことにより、申請人から取消願いが提出されました。

1・2については会長にその旨を報告した上で、会長専決により受理いたしました。諸報告は以上です。

#### 日程第6 審議議案の報告

**議長（条会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**上林事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

6ページをお開きください。議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、番号2の備考に「追認：平成16年1月」を追加してください。

次に10ページをお開きください。議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての、番号1・2・3の契約の内容の所有権移転を地上権移転に訂正をしてください。

次に13ページをお開きください。議案第48号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についての、番号2の担当推進委員を担当農業委員に訂正をしてください。（大変申し分けありませんでした。）

それでは、令和2年 第8回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第42号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが4件、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について が4件、議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について が2件、議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について が10件、議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について が3件、議案第47号 農用地利用配分計画の意見について が1件、議案第48号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが3件、以上でございます。よろしく申し上げます。

**議長（会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議 案 審 議

### 議案第42号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (4件)

**議長（会長）** これより議案の審議に入ります。議案第42号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたせます。

**岩田主事** 議案第42号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。私からは番号1について説明します。

申出地は、永田町 畑 1筆 137㎡。案内図の、1ページをご覧ください。

申出の所在につきましては、西小学校から北東に約100m離れた場所に位置し、平成15年相続により取得した土地です。

農地の所有者は相続で取得したものの遠方に居住しているなどの理由から、将

来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

現地を確認したところ、よく管理された農地となっております。

本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。説明は以上です。

**小嶋主席主幹** つづきまして番号2について説明をいたします。

申出地は、大野原字黒草 畑 1筆 393㎡です。

案内図の2ページをご覧ください。

申出の所在につきましては、秩父市文化体育センターから南東約290m付近に位置し、平成10年に相続で取得した土地です。農地の所有者は、高齢により体力低下、また住まいが耕作地と離れていることもあり、農地の管理をしていくことが難しくなり、将来的に申請地が遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、枝豆やネギ等の作物が耕作されておりました。

説明は以上です。

**上林事務局長** 続きまして、番号3について説明します。

申出地は、蒔田字柳井（やなぎい）2921番1・畑・1357平方メートルと、2948番・畑・864平方メートルの2筆です。

案内図の3ページをご覧ください。

申し出の所在につきましては、田村圓福寺 北1000メートル付近に位置し、平成23年に相続により取得した土地あります。

農地所有者は高齢となり、農作業ができなくなったとのことで、将来的に遊休農地になってしまう恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望し、申し出をされました。議決いただいた後は、その旨を公示し、市のホームページにおいて周知いたします。

その後、同地にて新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、不耕作地となっております。説明は以上です。

**新井主席主幹** 続きまして、番号4について説明します。本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号4の下吉田 字 井上 畑 3筆 769㎡を設定するものです。

案内図の4ページをご覧ください。申出の所在につきましては、吉田総合支所から南西約620mに位置しており、平成11年に相続により取得した土地です。農地の所有者は、現在、群馬県館林市に居住しており、申出の農地の管理が難しいため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

いずれも議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、一部作物が作られておりその他の部分もきれいに保全管理されていました。説明は以上です。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番（加藤委員）** 番号1の案件についてですが、現地を確認して、適当であると判断をしまりました。今後の3条申請の案件でもございますので、推進委員さんの意見を尊重してご審議をいただきたいと思ひます。

**1区（吉川推進委員）** 先日、現地を確認してまいりました。耕作してある農地として問題はないかと思ひます。先ほど事務局並びに委員さんから説明の通り、今後の3条申請の案件ですので、ご審議よろしくお願ひします。

**9番（青野委員）** 番号2について意見を申し上げます。事務局と推進員と3人で現地を確認してまいりました。申出者は高齢で管理することが難しいということですので、やむを得ないと判断をしました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

**3区（田口推進委員）** 先日、現地確認をしましたが、作付が良くされました。農地管理も良くできており特に問題はないと判断をしました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

**12番（豊田委員）** 番号3について意見を申し上げます。事務局の説明のとおりで、現地確認したところ、現在は不耕作地でだいぶ草が伸びておりましたので、隣接地については多少は作業がやりづらいと感じました。なるべく早く新規就農者が決まればよいと思ひました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

**2区（大久保推進委員）** 先日、現地確認をしてまいりましたが、草が伸びており管理するのは大変だと思いましたが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**6番（彦久保委員）** 番号4について意見を申し上げます。事務局の説明のとおり良く管理をされており、作物も作られておりましたので、特に問題はないと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**5区（新井推進委員）** 先日、現地確認をしましたが、事務局の説明のとおり良く管理をされており、作物も作られておりましたので、特に問題はないと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第42号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第43号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （4件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**新井主席主幹** 番号1から3について説明いたします。

譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりで、令和2年に相続で取得した土地です。

案内図の5ページをご覧ください。土地の所在は国道299号泉田交差点から北北東約960mに位置しています。

譲受人は譲渡人の父の兄で、譲渡人とは伯父甥の関係にあります。本申請地は、譲渡人の父が生前、譲受人に譲る約束ができていたことから、今回の申請となりました。

譲受人は小鹿野町に2236㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると3335㎡になり、下吉田地内における下限面積要件20アールを上回ります。ト



ラクターを1台所有しており、農地取得後は、柿の栽培を行う予定です。なお、小鹿野町でも柿の栽培を行っているそうです。

なお、昭和63年に譲受人の名義で農地法5条の仮登記がされていますが、今後は農地として使うため5条の転用は行わない旨の誓約書が添付されています。

現地を確認すると柿が植栽されており、下草狩りもされていて、きれいに管理された柿畑となっていました。

続きまして番号2について説明します。

譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりで、平成17年に相続で取得した土地になります。

案内図の6ページをご覧ください。土地の所在は釜ノ上農園村交差点から南南東約1160mに位置しています。

譲受人は、申請地の近隣に居住しています。自宅近くで畑になる土地を探していたところ、自宅裏の地目・山林の土地360㎡を譲ってもらえることになり購入しました。本申請地は購入した土地と道路との間に位置しており、出入り口に当たる場所であることから今回の申請となったものです。

譲受人は4688㎡の農地を所有しているため、下吉田地内における下限面積要件20アールを上回ります。軽トラックと耕運機を各1台保有しており、農地取得後の作付計画は自家用の野菜などの栽培を行う予定です。

現地を確認したところ、既に取得した土地には牛糞堆肥がまかれて一部作物が植えられていました。本申請地については保全管理されていました。

続きまして番号3について説明いたします。

番号3の農地については、令和2年第7回総会においてご審議いただいた

「議案第35号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された畑1筆 274㎡について、譲り受けた旨の申し出があり譲渡人との間に協議が成立したため、このたびの申請に至ったものです。

譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図の7ページをご覧ください。

申請地は下吉田 字 新田原内南 畑1筆 274㎡で、釜の上農園村交差点から南に約1160m離れた場所に位置しています。

譲受人は新規就農者で、現在小鹿野町に住んでいます。もともとこの農地を譲り受けたいと考えていましたが、自身は農地を所有していないため今まで農地を譲り受けることができませんでした。この度別段の面積が定められたことから譲

り受けることが可能となり、譲渡人との話し合いにより譲り受けることとなり今回の申請となりました。

本申請地を譲り受けた後は、柿と栗と梅を植栽する予定です。現地を確認したところ、保全管理された農地となっています。隣接農地にも栗が植栽されていました。

**加藤主幹** 私からは、番号4について説明させていただきます。

本件は、令和2年第7回定例総会において審議いただいた「議案第35号 農地法第3条第2項第5号の別段の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項規定に基づき決定された秩父市荒川上田野 字 浅越 767㎡について譲り受けた旨申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したため、このたび申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成18年に相続により取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。土地の所在につきましては、国道140号大堀交差点から南東720m付近に位置しております。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者です。

譲受人は、現在、父親と一緒に畑作業を手伝いながら、自分でも農地を取得したいと考えるようになり、最適な農地を探していたところ、譲渡人との調整が整ったため、この度の申請に至りました。

譲受人は、農業用の機械は有しておりませんが父親が所有するトラクター、軽トラ、高所作業車を借りながら作業を行っています。

作付計画としては、タラの芽、フキノトウ、ジャガイモを栽培していきたいとのことでした。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**6番（彦久保委員）** 番号1について意見を申し上げます。先日、事務局と推進委員と現地確認をいたしました。柿が植栽されており、良く管理をされた農地でしたので、特に問題はないと判断をいたしました。

**5区（新井推進委員）** 番号1について意見を申し上げます。先日、事務局と委員と現地確認をいたしました。柿が植栽されており、草刈もされており、良く管理をされた農地でしたので、特に問題はないと判断をいたしました。

ご審議の程よろしく申し上げます。

**6番（彦久保委員）** 番号2について意見を申し上げます。事務局説明のとおり、

家の並びの畑で、すでに果樹等が植え付けされておりました。管理もしっかりされており、問題はないと判断をいたしました。

**5区（新井推進委員）** 番号2について意見を申し上げます。先日、事務局と委員さんと現地確認をいたしました。植え付けされ、よく管理されておりましたので、問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

**6番（彦久保委員）** 番号3について意見を申し上げます。事務局からの説明の通り、植え付けもされており、良く管理されておりました。よろしくご審議の程をお願いします。

**5区（新井推進委員）** 番号3について意見を申し上げます。先日、事務局職員と委員さんと現地確認をいたしました。保全管理も良くされている農地で、栗や柿の植え付けには立地条件のよい農地でした。問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

**5番（笠原委員）** 番号4について意見を申し上げます。事務局職員と推進員とで現地を確認してまいりました。詳細は事務局の説明のとおりです。農業大学を卒業し、新規就農に意欲をもった譲受人でございますので、今後も有効に活用されると判断します。よろしくご審議の程をお願いします。

**6区（木村推進委員）** 先日、事務局職員と委員さんと現地確認をいたしました。委員からも話がありましたが、大変きれいに管理をされている農地ですので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第43号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第44号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （2件）

**議長（糸会長）** 次に、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**高野参与** 番号1について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図の9ページをご覧ください。申請地は、上影森 字 川尻 畑 1筆 63平方メートルで、秩父県土整備事務所の北西150メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、店舗用地です。申請事由ですが、申請人は隣接地において飲食店を経営しており、この度、来客者用の駐車場整備に伴う土地調査において、申請地が農地転用の許可を受けていない農地であることが判明したことから、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。

事業計画では、昭和48年に建物を新築する際、転用許可の申請漏れとなっていた一筆について、改めて申請を行うとしております。

なお、現況に変わりはなく、隣接する農地は申請人のみであることから、周辺への影響はないと考えます。現地を確認しましたところ、店舗が建っていました。

次に、番号2について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図の10ページをご覧ください。申請地は、下影森 字 山口 畑 1筆 277平方メートルで、水道局影森第二配水池の北北西310メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。申請事由ですが、申請人は隣接地に居住しており、建物の老朽化に伴い住居を新築したいとして申請されました。

なお、現住居は工事完了後に取り壊し、撤去した後は敷地を農地として耕作するとのことです。

設計図、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からの転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め問題は無いと思われれます。

現地を確認しましたところ、管理されている農地でした。以上です。

**議長（桑会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**3番（長谷川委員）** 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。既に店舗になっていることで、追認ということでやむを得ないと判断をいたしました。続きまして番号2でございますが、老朽化による住宅の立て直しで、新築後は既存住宅を撤去し農地にするとのことで止むを得ないと判断をいたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（衆会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。  
（「無し」という人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第44号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（衆会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第45号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（10件）**

**議長（衆会長）** 次に、議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**岩田主事** 私からは番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は相生町 畑 2筆 計214㎡で、平成12年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。申請地は秩父郵便局から北側に約150m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域としてとして第3種農地と判断しました。転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は申請地より北に約50メートル離れた場所で歯科医院を経営しており、申請地に隣接している雑種地3筆、計278㎡は、既に譲受人が既に駐車場として使用しています。譲受人は院内の敷地及び申請地の隣接地に駐車場を確保しているものの、従業員用駐車場も含めて手狭になっており、来院者にも不便をかけていることから、当申請地を転用し、駐車場の拡大を図りたいとして申請されました。

計画では、申請地に続く既存の駐車場とを併せて区画を切り直し、申請地に係る部分は車両12台、既存部分と併せて計21台分を確保する予定になっています。資金調達計画も整っております。また、隣接に譲渡人所有以外の農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。説明は以上です。

**高野参与** 私からは、番号2、番号3について説明いたします。

はじめに、番号2ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 川尻 畑 1筆 482平方メートルで、秩父県土整備事務所の北東140メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、駐車場用地です。申請事由ですが、譲受人は隣地にて飲食店を経営しており、平成16年頃より来店者の増加に伴う、利便性の向上と安全確保を図るため店舗駐車場の延長として、申請地を借り受け 駐車場として使用してきました。

この度、譲渡人の相続処理にあたり、申請地が農地転用の許可を受けていない農地であることが判明したことから、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。事業計画では、20台分の駐車スペースとなっておりますが、既に駐車場として使用していることから現況に変わりはなく、新たな資金も発生いたしません。

また、隣接農地所有者からは転用に関しての承諾書も添付されておりますので、問題は無いと考えられます。現地を確認したところ、舗装のされていない土のままの駐車場でした。

次に、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は、上影森 字 下原 畑 1筆 312平方メートルで、影森福祉交流センターの東北東200メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は実家に両親と同居しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭になってきたことから、自己用住宅を新築したいとして申請されたものです。事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からは転用に関しての承諾書も添付されておりますので、問題は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。私からは 以上です。

**上林事務局長** 私からは、番号4から番号7について説明いたします。

はじめに、番号4について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾字土橋（つちばし） 畑 29平方メートルで、平成4年に相続により取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。申請地は、秩父橋から北西1000メートル付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共

投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、進入路用地です。譲受人は市外（横瀬町）で土木・建築工事、及び廃棄物の収集、運搬、処理業等の解体業を営んでいる法人です。

申請地に隣接する宅地を購入し、社員用の住宅として利用する計画をしましたが、現在の進入路幅は3メートルと狭く、また進入口となる県道は交通量が多く、出入りが難しく危険であることから、進入路に隣接する土地所有者である譲渡人に相談をしたところ、進入路用地としてご協力いただくことに快諾をいただきましたので、転用申請に至りました。事業計画及び資金調達計画も整っております。

工事完了後は社員用住宅（社宅）及び近隣住民の進入路として使用していきます。現地を調査したところ、休耕地でした。

続きまして、番号5について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾字植田（うえだ） 畑 2筆 815平方メートルで、平成3年に相続により取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。申請地は、秩父橋から北西200メートル付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、建売住宅用地です。譲受人は市外（寄居町）で土木・建築工事、及び不動産業を主な目的としている法人です。

申請地は国道299号線より100メートル程奥まった閑静な住宅地にあり、公共施設等も近隣にある、居住環境の良い場所です。

このたび、不動産業を営んでいる譲受人が当申請地を譲り受けることになりました。事業計画及び資金調達計画も整っております。

申請地を取得後は、宅地造成工事を行い、建売住宅用地として2棟の住宅を建築し、販売をすることから転用申請に至りました。現地を調査したところ、不耕作地でした。

続きまして、番号6について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾字矢平（やだいら） 畑 1061平方メートルで、昭和36年に贈与により取得した土地です。

案内図の15ページをご覧ください。申請地は、札所21番観音寺の北80メートル付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、建売住宅用地です。

譲受人は市内で不動産業を営んでいる法人です。

申請地は市道に面した静かな住宅地に囲まれた場所で、交通の便もよく学校や公共施設等も近隣にあり、居住環境の良い場所です。

このたび、土地名義人の成年後見人との間で商談取引により当該申請地を買い受ける運びとなりました。事業計画及び資金調達計画も整っており、また、隣接農地所有者からは転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響はないと思われまます。

申請地を取得後は、宅地造成工事を行い、建売住宅用地として3棟の住宅を建築し、販売をするとのことです。

なお、申請地は、登記名義人の宅地に隣接していることから、申請地内には未許可で附属建物が設置されていたこと、また庭園としても利用されていたことが確認できたことから、このことについては、成年後見人から、経緯書添付の上、転用申請に至りました。現地を調査したところ、不耕作地でした。

続きまして、番号7について説明をいたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、蒔田字下原（しもはら）畑 740平方メートルで、平成6年に相続により取得した土地です。案内図の16ページをご覧ください。申請地は、和銅大橋の北西980メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、農家住宅用地です。譲受人は、昨年まで大手製薬会社に勤務しておりましたが、就農するため退職をし、現在、埼玉県農業大学校へ通い、当市で実施している「農業担い手育成塾・青年等就農計画認定制度」などを活用し、新規就農を目指しております。また現在は、集合住宅に居住しており、就農拠点ともなる戸建ての新居を構えたいと親族に相談したところ、叔母が所有している申請地を貸していただけることとなりました。事業計画及び資金調達計画も整っており、また、隣接農地所有者からは転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響はないと思われまます。申請地は、道路との高低差があることから、宅内への進入道、また、農作業や農機具等を置くスペースが必要になることから、農家住宅として、また、地域農業の発展に寄与したいとのことから、転用申請されました。説明は以上です。

**新井主席主幹** 番号8 について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、上吉田 字 浅谷（あさがや）畑3筆 1304㎡のうち436



m<sup>2</sup>、それぞれ昭和54年と平成11年に相続で取得した土地です。

案内図の17ページをご覧ください。申請地は吉田元気村から北約580メートル付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、特別高圧架空送電線路「新岡部線」の光ファイバ複合架空地線への張り替え工事に伴うワイヤー落下による災害防止のための防護設備を設置するための一時転用案件であり、転用期間は許可日から7ヶ月間です。防護設備とは、山の上に設置されている東京電力の鉄塔の送電線張り替え工事に伴い、申請用地の横を走る県道に万が一ワイヤーが切れたり、たるんだりした場合に被害が及ばないように設置されるもので、単管パイプをくみ上げた高さ1.3mの構造物になります。

なお、申請地は、農用地区域内にある農地であり、転用につきましては農用地からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので秩父市が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものですので、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。

なお、工事完了後は、借受人が速やかに農地に復旧し、貸渡人に返すことになります。現況を確認しましたところ、一筆はきれいに管理された柿畑であり、他の畑は不耕作地でした。なお、作られる構造物は、柿の木などの間に単管パイプで柱を立てるように作られるため、木を伐採することはないそうです。

**新地主幹** 続きまして、番号9について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の18ページをご覧ください。申請地は、大滝字萩平（ハギダイラ）畑1筆 698平方メートルで、大滝総合支所から西へ約1.1キロメートル付近に位置しております。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、資材置場の一時転用です。

申請事由ですが、譲受人は大滝地内で、発電所の導水路新設及び関連除去工事を行う予定ですが、工事箇所付近には資機材を仮置きするスペースがないため、大滝地内で広いスペースが確保できる申請地を譲渡人から一時的に借り受け、工事の進捗と安全の確保を図りたいとして申請されたものです。

事業計画では、工事に使用する資機材の仮置場として、譲渡人が所有する隣接する土地と一体で使用し、一部に倉庫や休憩所を設置する計画となっており、工事完了後は原型に復旧することとしています。

事業計画、資金計画等も整っており、隣接する農地もないため特に問題は無いと思われま。現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

**加藤主幹** 番号10について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川白久字大畑（オオバタケ）畑1筆 362㎡で、平成5年に相続で取得した土地です。案内図の19ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道三峰口駅から250メートル東側付近にあり、鉄道駅から300メートル以内にある地域内の農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は住宅用地です。申請事由ですが、譲受人は現在、親と同居していますが子供の成長とともに手狭になったことから自己用住宅を新築したいとして申請されました。事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地は譲渡人のみで特に問題はないと思われま。

なお、この申請地は昭和46年11月27日付けで農地法5条、住宅用地の関係で許可がでており案内図では、建物が存在している様に思われまが現地を確認したところ建物は壊され更地になっているため、新たに申請が提出されました。

現況を確認しましたところ、更地になっておりました。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番（加藤委員）** 番号1についてですが、時節柄という言い方でいいんでしょうか、自分の治療をしていただくまで待合室で待っているより、自家用車内で待つというような患者さんも増えてきているということだと思います。ただいま事務局から説明がありましたが、やむを得ないだろうと判断をいたします。みなさんのご審議をよろしくお願ひします。

**3番（長谷川委員）** 番号2について意見を申し上げます。先ほどの4条の駐車場の案件でもありましたが、概要は事務局から説明のとおりです。追認ということですが、止むを得ないと判断をしました。

続いて番号3ですが、新興住宅地域ということで新しい住宅と畑が混在しているようなところですが、農業用地としても良いところ。自己用住宅地ということで申請されたとのことで、やむを得ないことと判断をしました。よろしくご審議のほどお願ひします。

**4番（豊田委員）** 番号4から7番までですが、17日に事務局職員と現地を確認

してきましたが、事務局説明どおりです。番号4ですが、秩父児玉線は大変交通量の多いところで、出入りに不便なところでした。拡張されることで便利になることから、やむを得ないと判断しました。番号5ですが、譲渡人は遠方に住んでいることから、シルバー人材センターにお願いをし、草刈をしていたとこのことで、現地はきれいに管理されておりましたが、今後も管理する大変さを考えるとやむを得ないと判断しました。番号6ですが、譲渡人は施設に入所していることから荒れ放題の状態となっていることから、やむを得ないと判断をしました。番号7ですが、譲渡人の次男ということで、農家住宅としてこの土地を利用し、車庫の設置や菜園等で活用していくとのことでした。問題はないと判断しました。以上番号4から7まで、ご審議よろしく申し上げます。

**2番（上井委員）** 番号8についてですが、工事用の安全確保のための足場を設置するとのことですので、問題はないと判断をしました。よろしくご審議のほどお願いします。

**3番（長谷川委員）** 番号9について意見を申し上げます。概要は事務局の説明のとおりで、資材置き場ということで一時転用の申請です。現況は保全管理をされておりますが、資材置き場として利用中は鉄板を敷いて利用し、工事完了は畑ができるよう現況復帰するとのことですので、問題はないかと判断をしました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

**5番（笠原委員）** 番号10でございますが、17日事務局と現地を確認してきました。申請の住宅用地付近は特に問題はなく、立地条件も整っており、近隣で両親の面倒を見られるとのことですので、問題はないと判断してきました。ご審議よろしく申し上げます。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第45号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第46号上程 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (3件)

**議長(衆会長)** 次に、議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたします。

**小嶋主席主幹** 番号1及び番号2、番号3の案件について関連がありますので、一括して説明をいたします。

番号1、2、3については令和2年第11回定例総会において審議され太陽光発電施設用地として許可された案件で、このたびは許可後の計画変更申請です。当初事業計画者、承継者、申請地、施設の概要、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図の20ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道銅黒谷駅の南東約660メートル付近にあり、番号1は黒谷字天水、畑1筆、592平方メートル、番号2は畑1筆476平方メートル、番号3は畑1筆663平方メートルです。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしております。

次に、計画変更の目的及び申請事由ですが、事業計画者の変更です。

番号1、番号2、番号3について、当初事業計画者は5条許可後に施設の建設を行ってきましたが、令和元年秋の台風により、計画者が運営する福岡県の高圧太陽光発電施設が災害にあい、大規模な復旧工事を行う必要があり、火災保険での対応では賄いきれず、太陽光発電事業を維持していくことが困難となり、秩父市に建設中の太陽光発電事業の地上権を承継者に移転することになったとのことです。承継者は、茨城県石岡市に所在地を置く、昭和59年に成立された法人で、環境保全に寄与する太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の新エネルギー装置の研究、企画開発、設計、製造、販売、据付工事、保守及び管理を目的のひとつとしており、低圧の太陽光発電の所有を検討していたところ、当初事業計画者より承継の話を受け、北関東で日当たりも良く、太陽光発電に適していると判断し承継を行いたいとのことでした。

地上権の移転については、一部工事が完了しておらず、本来であれば移転前に計画変更及び5条申請を行い、許可後に実施しなければならないところ、地上権移転を行ってしまったことから、許可権者である埼玉県に相談を行い指導を受け、始末書添付の上、このたび計画変更申請を行ったものです。なお、5条申請につ

いては、この度の計画変更の許可を受けた後に、速やかに申請を行うとのことです。なお、一部未完成のフェンス工事については、5条許可後に当初事業計画者が実施し、費用を負担するとの覚書が提出されております。

申請地を確認しましたところ、太陽光発電施設本体は完成しておりましたが、秩父用水との境界のフェンス部分が未完成となっております。説明は以上です。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**7番（横田委員）** 番号1から3ですが、ただ今、事務局の説明のとおりでございます。事業計画者が変更になるということ、またそれに伴い次回5条申請がなされるということですが、書類上では問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

**13番（設楽委員）** 地上権は何年設定されるのか？

**小嶋主席主幹** 地上権設定は21年となっております。

**議長（糸会長）** 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第46号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第47号上程 農用地利用配分計画の意見について** (1件)

**議長（糸会長）** 次に、議案第47号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**上林事務局長** 議案第47号 番号1 農用地利用配分計画について説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年8月11日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、令和2年第7回総会、議案第39号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の21ページをご覧ください。この畑は、国道299号蒔田交差点から南に約1300メートル付近にあります。

秩父市蒔田 字 四反田（したんだ） 畑 1筆 1476平方メートルのうち、1073平方メートル、及び、蒔田 字 府坂 畑 1筆 1427平方メートルの計2,500平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。貸借期間は令和2年11月1日より10年間で、賃料は1年、10アール当たり1000円です。

借受人は、農地の配分が決定した後には、年間を通し、露地野菜の栽培を行う計画となっております。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募された配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。説明は以上です。

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**12番（豊田委員）** 番号1についてですが、遊休農地がなくなるということで、貸付人も埼玉県農林公社ですので問題はないと思います。前耕作者と同様に管理及び耕作をしていただければと思います。

**2区（大久保推進委員）** 番号1について意見を申し上げます。事務局と委員とで現地を確認しましたところ、よく管理をされており、問題はないと判断をしました。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（衆会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第47号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手する人あり)

**議長(衆会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

**議案第48号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (3件)**

**議長(衆会長)** 次に、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井主席主幹** 議案第48号番号1～3について説明をいたします。

議案書の13ページをご覧ください。番号1については、下吉田 字 新田原内南 畑2筆 181㎡、番号2については、上吉田 字 浅谷 畑1筆 263㎡、番号3については、下吉田 字 釜ノ上 畑4筆 2356㎡の土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。いずれの土地につきましても、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。

ご審議をよろしくお願いします

**議長(衆会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5区(新井推進委員)** 番号1について意見を申し上げます。事務局と現地を確認してきましたが、荒れた土地であり、農機具等での耕作は厳しいと判断をしました。地主さんからも難しいと聞いております。みなさんのご審議をよろしくお願いします。

**2番(上井委員)** 番号2について意見を申し上げます。事務局と現地を確認してきましたが、山林化しておりましたので農地には復元することは不可能な状態であると判断をしてきました。みなさんのご審議をよろしくお願いします。

**5区(木村推進委員)** 番号3について意見を申し上げます。フルーツ街道から支所へ向かう河川沿いの竹林に覆われたところで、現地に行く道がありませんでした。航空写真で判断するしかなく、隣接する畑も山林となっていたことから農地には戻せない状態であると判断をしてきました。みなさんのご審議をよろしくお願いします。

**議長(衆会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意

見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第48号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断をすることに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（条会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

#### 日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長（条会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第8回定例総会を閉会いたします。